

〒 ー
住所： _____ _____
氏名： _____ 様

第2号様式（第11条関係）

↑送付先をご記入ください。

※1. 太枠線内（送付先、登録児氏名等）をご記入し、申請書と一緒に提出して下さい。

※2. 登録手続き完了後、登録番号を付して、左上ご記載の宛先にお送りいたします。

世田谷区病児・病後児保育事業 利用登録確認書

世田谷区病児・病後児保育事業の利用登録が、以下のとおりされたことを確認します。

登録番号	ー
登録児氏名	フカナ
保育園等の名称 (種別に○)	<p>(○で囲んでください)</p> <p>①認可保育園・認定こども園(保育認定枠)・地域型保育事業(家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業)・保育室・保育ママ・認証保育所</p> <p>②認可保育園・認定こども園の一時保育・緊急保育・定期利用保育</p> <p>③保育室の一時保育</p> <p>④一時保育専門の保育施設(キッズルームていんかあべる三茶・下北)</p> <p>⑤その他</p> <p>企業主導型保育施設、ベビーホテル(ほっとステイ等除く)、院内保育所、地域型保育事業以外の事業所内保育所、幼稚園の預かり保育や認証保育所の一時保育等に有償で預けていることを常態としている。</p>

病児・病後児保育室ご利用の予約の際、登録番号を確認します。大切に保管してください。

登録番号は、在園期間中一度登録すれば卒園するまで有効となります。幼稚園預かり保育等は、登録期間中は有効となります。一時保育・緊急保育等をご利用の方は利用期間・利用日のみ本事業が利用できます。

※上記保育園種別の「⑤その他」に転園する場合のみ、必ず保育課までご連絡ください。

※送付前に再度ご確認ください。

登録(申請)書に連絡先・緊急連絡先の2点を記載 確認書左上に送付先を記載